

### 2022年8月5日

各 位

会社名 株式会社 ユビテック 代表者名 代表取締役社長 大 内 雅 雄 (スタンダード・コード6662) 問合せ先 役職・氏名 グループ管理部 部長 手 塚 佑 介 電 話 03-5447-6731

#### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年8月5日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を 2022 年9月27日開催予定の第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第 15 条第 1 項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第 15 条第 2 項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 現行定款第 15 条 (株主総会参考資料等のインターネット開示とみなし提供) の規定 は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

	(1////6久入回///
現行定款	変更案
(株主総会参考資料等のインターネット開	<削除>
示とみなし提供)	
第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、	
株主総会参考書類、事業報告、計算	
書類および連結計算書類(当該連	
結計算書類に係る会計監査報告お	
よび監査報告を含む)に記載また	
は表示をすべき事項に係る情報	
を、法務省令に定めるところに従	
いインターネットを利用する方法	
で開示することにより、株主に対	

して提供したものとみなすことができる。

<新設>

(電子提供措置等)

- 第15条 当会社は、株主総会の招集に際し、 株主総会参考書類等の内容である 情報について、電子提供措置をと るものとする。
  - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

## (附則)

- 1. 2022年9月1日(以下「施行日」という) から6か月以内の日を株主総会の日と する株主総会については、現行定款第 15条(株主総会参考資料等のインター ネット開示とみなし提供)はなお効力 を有する。
- 2. 本附則は、施行日から6か月を経過した 日または前項の株主総会の日から3か 月を経過した日のいずれか遅い日後に これを削除する。

### 3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催予定日:2022年9月27日(予定)(2) 定款変更の効力発生日 :2022年9月27日(予定)

以上